**巡視（モニタリング）実施要領（例）**

　　令和○○年○○月○○日　制定

１　趣　旨

　 本要領は、森林経営管理法第33条による市町村森林経営管理事業における森林管理のための巡視（モニタリング）の具体的な内容、実施方法等について定め、森林の管理に資するものとする。

２　種　類

　（1）定期的な管理森林の巡視

　（2）留意すべき気象発生後等の緊急巡視

（3）植栽または天然更新後のモニタリング

３　実施内容

　（1）定期的な管理森林の巡視

①　管理森林の定期的な巡視は、管理森林の林況について「森林巡視記録簿（別表2-1）」に記録するものとする。

②　巡視方法は、遠景、近景から森林の状態を確認するものとし、画像として記録するものとする。

③　遠景及び近景からの確認が困難な箇所に位置する森林については、ドローンによる確認を行い、画像として記録するものとする。

（2）留意すべき気象発生後等の緊急巡視

山火事の発生頻度の高い早春期、長雨が続く梅雨期、松くい虫被害が活発化する夏期～早秋及び豪雨後、台風来襲後、強風発生後、豪雪後等の気象災害発生の恐れがある場合は、安全を確保しながら都度巡視を行い、画像として記録して、「森林被害報告（別表3-2）」に記録するものとする。

（3）植栽または天然更新後のモニタリング

①　複層林または針広混交林への誘導において、植栽を実施した場合は、管理プロットを設定し、植栽木の成長をモニタリングして記録するものとする（記録様式は任意）。

②　松くい虫等被害森林を更新した場合、または皆伐等を実施して天然更新により森林の再生を行った場合は、管理プロットを設定し、更新状況をモニタリングして記録するものとする。調査は市町村森林整備計画に準拠するものとする（記録様式は任意）。

（4）特記事項

上記全ての森林の巡視及びモニタリング時に、動物との遭遇、動物のフィールドサイン（糞、食跡等）、希少植物の生育を確認した場合は、「森林巡視記録簿（別表2-1）」に記録するものとする。

４　実施回数

　（1）定期的な管理森林の巡視　　　　　　　年1回

　（2）留意すべき気象発生後等の巡視　　　　都度

（3）植栽または天然更新後のモニタリング　実施後5年（年1回を推奨）

５　記録と保管

（1）記録

記録は、紙媒体、電子媒体として保管するものとする。

（2）保管期間

市町村森林経営管理事業の管理森林とした年から管理期間（存続期間）まで期間の保管を行わなければならない。

６　情報公開

　　　巡視記録及びモニタリング記録は原則情報公開の対象とする。